

最近の主な取組

背景・目的

- 来たる東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、国内外から訪れる多くの移動制約者の円滑な移動の実現が望まれている。
- 鉄道駅においても車椅子使用者が駅員等の介助なしに列車に単独乗降できる環境の整備を目指す必要がある。
- 車椅子使用者の単独乗降と列車走行の安全確保を両立するホームと車両乗降口の段差・隙間の目安値や整備の方向性等について検討を行った。



車椅子使用者による実証試験の結果からは、段差2cm・隙間5cmが理想的(全ての被験者が乗降可能)
 ⇒ 一方で、車両とホームの接触防止といった安全運行の確保や軌道・車両の維持管理などの観点からの制約を考慮する必要がある。

* 車両床面の高さは、車輪の摩耗や乗客の重量により変動(降下)するが、一方で、旅客の円滑な移動のため、逆段差(車両床面に対しホーム面が高くなる状態)は2cmを限度としている



【実証試験の様子】

段差・隙間の目安値

ホームの形状や軌道構造に応じて、以下を当面の目安とする。

	コンクリート軌道		バラスト軌道	
	段差	隙間	段差	隙間
直線部	3cm	7cm	目安値(3cm)を参考にできる限り平らに	目安値(7cm)を参考にできる限り小さく
曲線部	3cm	— 〔できる限り小さく〕	目安値(3cm)を参考にできる限り平らに	— 〔できる限り小さく〕

※ 安全の確保を前提として、より多くの車椅子使用者が乗降できるよう、段差はできる限り平らに、隙間はできる限り小さくなるよう考慮することが望ましい

※ 「段差・隙間の目安値等」について、バリアフリー整備ガイドラインへ反映(2019年秋予定)



Step-free access from street to train (道路から車両まで段差なし)
 Step-free access from street to platform (道路からホームまで段差なし)

【マップ化のイメージ(ロンドンの例)】

今後の取り組み

- 東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の最寄り駅やその乗り換え等に利用される首都圏の主要駅については、同競技大会に向けて対応可能なホームを選定し、優先的に整備を進める。
- 単独乗降しやすい駅のマップ化やアプリなどの鉄道事業者等の取組とあわせて、一緒に乗降する一般の鉄道利用者が積極的に手助けをすることで、車椅子使用者の円滑な移動を確保することも望まれる。

バリアフリー整備ガイドラインの改訂に関する検討

～移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討会～

概要

- 公共交通機関におけるバリアフリー整備に関する基準等については、平成28年度及び29年度に検討委員会を設置し、公共交通移動等円滑化基準(※1)の改正内容、バリアフリー整備ガイドライン(※2)の改訂について検討を行うとともに、今後の検討すべき主な課題についても整理したところ。
- 多くの移動制約者の来訪が見込まれる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその後の超高齢社会に向けて、様々な移動制約者のニーズにきめ細やかに対応するため、更なるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を行う必要がある。

※1 公共交通移動等円滑化基準: 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

※2 バリアフリー整備ガイドライン: 公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン

- これらを踏まえ、令和元年度においては、今後検討すべき課題とされたうち、「鉄道駅における単独乗降が可能なプラットフォームと車両の間の段差・隙間」、「ウェブアクセシビリティへの配慮」、「触知案内図に相当・代替する措置」について検討を行う。

「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」等の開催

- 有識者、障害当事者団体、事業者等を構成員とした検討委員会を設置し、検討を行う。
- また、ワーキンググループを設置し、触知案内図に相当・代替する措置について検討を行う。

【日程】

令和元年 8月1日: 第1回検討委員会開催

10月上旬: 第2回検討委員会

11～12月頃: 第1回WG

2年 2月頃: 第2回WG・第3回検討委員会(とりまとめ)



駅ホームと車両の間の段差・隙間



触知案内図

検討会での検討結果にもとづき、バリアフリー整備ガイドライン等の改訂を行う。

「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(追補版)」講習会

○ バリアフリー客室の設置基準の見直しの反映、多様なニーズに対応した客室モデルのバリエーションや優良事例の追加等を行い、本年3月に公表した「**ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(追補版)**」について、本年7月、地方公共団体の職員や設計者、事業者に周知を行うため、全国4都市で講習会を開催。

・主な対象者：ホテル・旅館の設計者（建具・設備メーカーを含む）、建築主、審査者、施設管理者、行政等
 ・日時、場所：令和元年7月10日～17日、全国4都市（東京・大阪・福岡・札幌）
 ・講師：東洋大学名誉教授 高橋儀平氏、国土交通省担当官

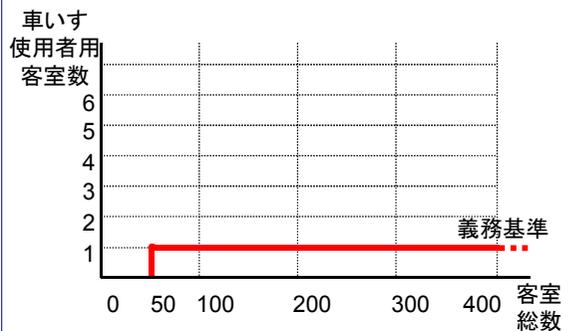
主な改正事項1 バリアフリー客室の設置基準の見直しの反映

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の**改正（昨年10月19日公布、本年9月1日施行）**により、**床面積2,000㎡以上、かつ50室以上のホテル又は旅館の建築時に義務付けられる、車椅子使用者用客室(※)の設置数について、客室の総数に対する割合**で定めるよう見直した内容を反映。

現行

【車椅子使用者用客室の設置数（義務基準）】

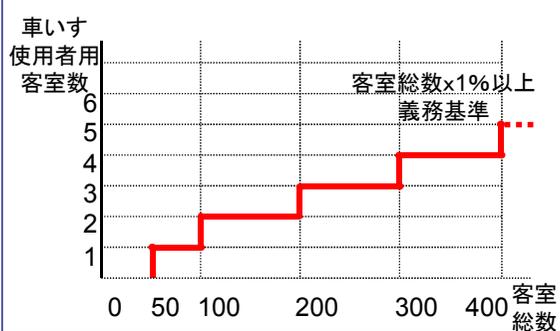
○ 床面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築する場合は、**1室以上**の車椅子使用者用客室を設ける。



改正後

【車椅子使用者用客室の設置数（義務基準）】

○ 床面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築する場合は、**建築する客室総数の1%以上**の車椅子使用者用客室を設ける。



※車いす使用者用客室の基準の主な内容

- ・便所、浴室を含む出入口幅を80cm以上とすること
- ・戸を設ける場合には、その前後に段差が無いこと
- ・車いす使用者用便房(手すりや十分な空間の確保等)の設置

主な改正事項2 客室モデルのバリエーションや優良事例の追加

- ① **車椅子使用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準の見直し**
- ② 水廻り部分の**バリエーションの追加**
- ③ 客室内の段差解消等による**車椅子使用者用客室の改修モデルの追加**

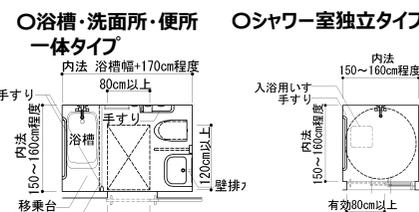
車椅子使用者用客室 モデル例

: 主な改正内容 (追加・見直し)

① 便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員 **記載なし→100cm以上**

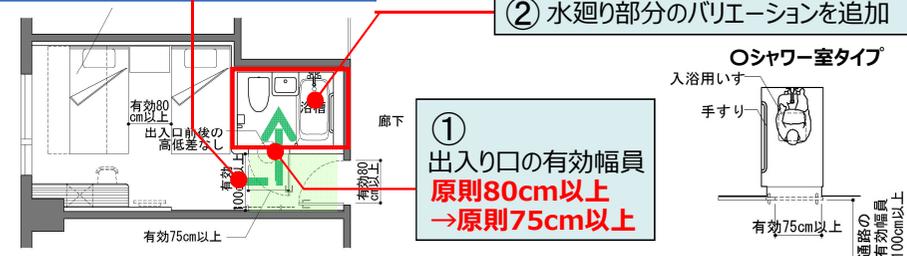


② 水廻り部分のバリエーションを追加



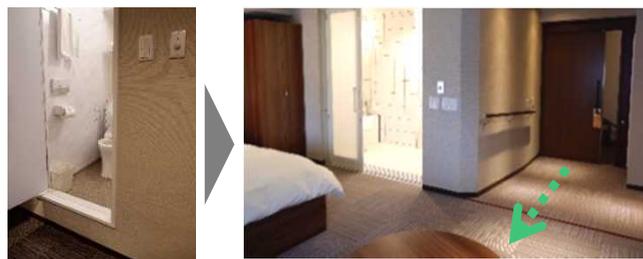
一般客室 モデル例

② 水廻り部分のバリエーションを追加



① 出入口の有効幅員 **原則80cm以上 → 原則75cm以上**

車椅子使用者用客室 改修モデル例



【改善前】段差あり 【改善後】客室内に傾斜路を設置し、床を高くする

③ 客室内の段差解消等による**車椅子使用者客室の改修**

ユニバーサルデザインタクシー試乗会(特性に応じたテーマ別意見交換会)の開催

ユニバーサルデザインタクシー試乗会

日時: 令和元年8月26日(月)14:00~15:30

場所: 日産自動車(株)グローバル本社(神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号)

今年度より開催している非公式の意見交換会である「特性に応じたテーマ別意見交換会」の第5回目として、ユニバーサルデザインタクシー試乗会を開催した。

当日は、当事者団体からの要望を踏まえ、日産のユニバーサルデザインタクシー「NV200」及び「セレナ」の2車種について、4団体11名の当事者及び介助者等の方々に乗降体験をして頂き、ユニバーサルデザインタクシーの障害当事者目線による現状把握及び今後の商品開発等に向けた意見交換会を開催した。

